

2011.11.12

平成23年10月27日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成22年(ワ)第852号 不当利得返還請求事件

(口頭弁論終結日 平成23年7月26日)

判 決

住 所	愛知県	[REDACTED]		
原 告		[REDACTED]	[REDACTED]	
同訴訟代理人弁護士			小 林 明 人	
同			山 田 秀 樹	
同			笹 田 参 三	
同			綴 喜 秀 光	
同			小 山 哲	

本店所在地 東京都千代田区大手町一丁目2番4号

被 告		プ ロ ミ ス 株 式 会 社
同代表者代表取締役		久 保 健
同訴訟代理人弁護士		塚 原 正 典
同		魚 住 直 人

主 文

- 1 被告は、原告に対し、金34万5341円及び内金33万3260円に対する平成22年1月31日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告に対し、金43万3077円及び内金41万1779円に対する平成21年4月7日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 原告のその余の請求を棄却する。
- 4 訴訟費用は被告の負担とする。
- 5 この判決は第1項及び第2項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨

- 1 主文第1項と同旨
- 2 被告は，原告に対し，金44万1270円及び内金42万0588円に対する平成21年4月7日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は，原告が，いずれも貸金業者である株式会社クラヴィス（従前の商号はリッチ株式会社，株式会社ぷらっと，株式会社クオークローン，株式会社タンポート。以下「クオークローン」という。）及びその完全親会社であった被告との間の継続的な金銭消費貸借取引に係る各弁済金のうち利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの）1条1項所定の制限を超過して支払った部分（以下「制限超過部分」という。）を元本に充当すると過払金が発生していると主張して，被告に対し，不当利得返還請求権に基づき，その返還を求めた事案である。原告は，クオークローンとの間の取引によって生じた過払金の返還に係る債務についても被告がこれを引き受けたなどと主張するのに対し，被告はこれを争っている。

【争いのない事実等】

以下の事実は争いがないか括弧内に掲記した証拠及び当裁判所に顕著な事実ないし公知の事実によって容易に認められる。

1 クオークローンの廃業等（甲8，甲17，乙10，乙11）

クオークローンは貸金業を営む被告の完全子会社であった。平成18年法律第115号による貸金業法（同改正前の法律の題名は貸金業の規制等に関する法律。以下，改正の前後を通じて「貸金業法」という。），出資の受入れ，預り金及び金利等の取締りに関する法律及び利息制限法の改正による貸付利率低下等による収益の悪化，上記改正前の利息制限法の制限を超過する約定利息の支払を遅滞したときは当然に期限の利益を喪失するという特約のもとで制限超

過部分を支払った場合は前記改正前の貸金業法43条1項にいう「任意に支払った」ものということとはできないとした最高裁判所平成18年1月13日判決の影響等による過払金返済の増大など貸金業界の事業環境が厳しくなったことより、被告は消費者金融子会社を再編するためクオークローンについて、平成19年9月28日全店舗閉鎖、同年12月1日貸金業廃止、平成21年3月31日ネオラインキャピタル株式会社（以下「ネオライン」という。）にクオークローン全株式の売却（売却代金1円）をした。また、被告は被告の完全子会社であるサンライフ株式会社（以下「サンライフ」という。）の全株式を同年3月31日ネオラインに売却した上（売却代金1円）、クオークローン及びサンライフから譲り受けた原告に対する約定残債権を含む営業貸付金債権207億8000万円を平成21年4月3日93億5000万円でネオラインに譲渡した。

2 クオークローンの営業貸付金移転

(1) 業務提携契約（甲13）

被告、クオークローン及びサンライフは平成19年6月18日付けで被告グループ国内金融子会社再編における基本合意書を締結した。そして、被告とクオークローンは同日、上記基本合意書で定める債権移行に伴う切替契約を実施するにあたり、クオークローンの顧客の利益の保護を図るとともに、切替契約に係る業務を潤滑に推進することを目的とする業務提携契約（以下「本件業務提携契約」という。）を締結した。本件業務提携契約の内容は以下のとおりであり、被告は同日、クオークローンに対する過払いによる不当利得返還債務について併存的（設定的）債務引受をし、その債務についてはクオークローンが負担するとの合意をした。

ア 2条

- ① 切替契約とは、被告及びクオークローンの顧客との間で締結される、被告が取り扱う極度貸付基本契約を含む消費者向け無担保ローンに関する

る契約をいう。

- ② 対象顧客とは、クオークローンが有する対象債権のうち、切替契約の案内の対象となる顧客をいう。なお、対象顧客の選定にあたっては、被告及びクオークローン協議の上定めるものとする。
- ③ 申込顧客とは対象顧客のうち、被告との間で切替契約の締結を希望する顧客をいう。
- ④ 契約顧客とは、被告との間で切替契約を締結したクオークローンの顧客をいう。

イ 4条（事務取扱方法概要）

クオークローン及び被告は、ポスター及びホームページ等にて切替契約を公示する。

ウ 5条（併存的債務引受と費用負担）

- ① クオークローンが切替契約を締結した顧客に対して負担する利息返還債務及び当該利息返還債務に付帯して発生する経過利息の支払債務その他クオークローンが契約顧客に対して負担する一切の債務（以下「利息等還債務等」という。）について、被告及びクオークローンが連帯してその責を負うものとし、これにより生じた被告及びクオークローンとの連帯債務における両者の負担部分は、被告は0割、クオークローンは10割とする（（以下、この定めを「本件債務引受条項1」という。）
- ② 被告及びクオークローンは、契約顧客に対して、切替契約後におけるすべての紛争に関する申出窓口を被告とする旨告知する。なお、契約顧客への告知の方法は口頭及び確認書の記載をもって行うものとする。
（以下、この定めを「本件周知条項1」という。）
- ③ 契約顧客からの利息返還請求等の申出が被告及びクオークローンいずれにされた場合でも、被告は申出窓口管理者として善良なる注意をもって対応する。

④ 契約顧客がクオークローンに対して支払済みの金員に対し、不当利得を根拠に利息返還請求を行い、上記①項に基づき被告が利息返還債務等を履行した場合は、被告は、上記①項に定める負担割合に従い、クオークローンに対する利息返還債務等に係る求償権を取得し、当該求償権を行使することができるものとする。

エ 6条（苦情・紛争の処理）

① 対象顧客から被告またはクオークローンに対して、切替契約に関する苦情があったときは、紛争が生じた場合も含めて、被告の責任において処理するものとする。

② 対象顧客から被告またはクオークローンに対して、利息返還債務等に関する苦情等については被告の責任において処理するものとする。

オ 7条1

被告及びクオークローンは、顧客情報を適法な範囲かつ本件業務提携契約にかかる業務を遂行するために必要な限度で、相手方に対し相互に提供する。

(2) 本件債権譲渡契約（甲7）

被告及びクオークローンは、平成19年10月16日付けで次の内容の債権譲渡契約を締結した（以下「本件債権譲渡契約」という。）。

ア 譲渡価格の算定と譲渡価格（4条）

譲渡価格は、被告及びクオークローン協議の上、クオークローンの約定残高の100パーセントと譲渡時点における未収利息の合算とし、次に譲渡価格の見積額を表示する。譲渡が完了次第、譲渡価格の確定を被告にて行う。なお、経済事情の変動等により算定方法が不相応となった場合には、被告及びクオークローン協議の上、これを改訂することができる。

イ 譲渡取引に係る代金の支払日及び支払方法（5条）

被告はクオークローンに対し、譲渡価格に基づく譲渡取引に係る代金を

債権譲渡が完了した月の2ヵ月後の末日までにクオークローンが指定する預金口座に支払うものとする。

ウ 再譲渡（11条）

被告は本契約に基づく契約上の地位の全部若しくは一部又は本契約に基づき譲り受けた譲渡債権は、関係法律にしたがい第三者に譲渡することができる。

エ 併存的債務引受と費用負担（14条）

① クオークローン及び被告は、債権譲渡の対象会員（以下「対象会員」という。）が譲渡債権に係る債務全部又は一部の不存在を主張し、利息返還請求等の申し出がある場合は、取引開示においては各自で行うものとする。

② クオークローンが対象会員に対して負担する利息返還債務及び当該利息返還債務に付帯して発生する経過利息の支払債務その他クオークローンが対象会員に対して負担する一切の債務について、被告は併存的に利息返還債務等を引受け、被告及びクオークローン双方が連帯してその責を負うものとし、これにより生じた被告及びクオークローンが債務における両者の負担部分は、被告は0割、クオークローンは10割とする（以下、この定めを「本件債務引受条項2」という）。

③ 被告及びクオークローンは、対象会員に対して、債権譲渡後におけるすべての紛争に関する申出窓口を被告とする旨告知する。なお、対象会員への告知の方法は口頭及び債権譲渡通知への記載をもって行うものとする。（以下、この定めを「本件周知条項2」という。）

④ 対象会員からの利息返還請求等の申し出が被告及びクオークローンいずれにされた場合でも、被告は申出窓口の管理者として善良なる注意をもって対応する。対象会員がクオークローンに対して支払済みの金員に関し、不当利得を根拠に利息等返還請求を行い、上記②項に基づき被告

が利息等返還債務等を履行した場合は、被告は、上記②項に定める負担割合に従い、クオークローンに対する利息等返還債務等に係る求償権を取得し、当該求償権を行使することができるものとする。

(3) 本件営業貸付金移行（乙10）

本件業務提携契約及び本件債権譲渡契約に基づき原告に対する貸付金を含むクオークローンの営業貸付金については平成19年11月までに債権譲渡に適さない一部の債権を除き、パル債権回収株式会社（以下「パル」という）及び被告に債権が移行された（以下、「本件営業貸付金」という。）。

なお、被告と切替契約を締結した顧客については、被告が顧客に代行してクオークローンに対する顧客の約定残債務額を振り込むかわりに同額を顧客に貸し付けたものとする切替（以下「本件切替」という。）により行われ、被告と切替契約を締結しなかった顧客については債権譲渡の方法により行われた。

3 業務提携契約（この事実は当裁判所に顕著な事実である）及び債権譲渡契約（乙9）の変更

(1) 平成20年12月15日本件業務提携契約に係る変更契約（以下「本件業務提携契約変更契約」という。）を締結し、本件業務提携契約の次の条項を変更して本件債務引受条項1を撤回した。

- ① クオークローンが切替契約の締結時まで契約顧客に対して負担していた利息返還債務及び当該利息返還債務に付帯して発生する経過利息の支払債務その他クオークローンが契約顧客に対して負担する一切の利息債務等はクオークローンのみが負うものとし、被告は利息返還債務等について何ら債務及び責任を負わない。
- ② 利息等返還債務等に関する申出窓口はクオークローンとする。
- ③ 契約顧客からの利息返還請求の申し出が被告に対してなされた場合、被告は、クオークローンに対して、同申し出の存在及び内容を速やかに通知

し、クオークローンは、直ちに契約顧客に対する取引開示、利息返還債務等の弁済等を行わなければならない。

- ④ 上記③項の規定にかかわらず、契約顧客が被告に対して利息返還債務等の支払いを請求した場合、被告は、自らの判断に従い、①同請求に応じてクオークローンの利息返還債務等を第三者弁済し、②被告の当該契約顧客に対する債権とクオークローンの利息等返還債務等との相殺に応じ、または③自ら同相殺を行うことができ、クオークローンは、これに関し、何ら異議を述べないものとする。本項第1文に基づく被告の出捐により、クオークローンが当該契約顧客に対するクオークローンの利息返還債務等の免責を得たときは、被告は、クオークローンに対して、当該契約顧客について被告が出捐した額（被告が第三者弁済した額及び当該契約顧客との相殺によって消滅した債権額の合計額）について求償権を取得し、当該求償権を行使することができるものとする。
- ⑤ 対象顧客から被告またはクオークローンに対してなされた、利息返還等に関する苦情等についてはクオークローンの責任において処理するものとする。

(2) 債権譲渡契約変更契約（乙9）

被告及びクオークローンは同日、債権譲渡契約書に係る変更契約（以下「本件債権譲渡契約変更契約」という。）を締結し、本件債権譲渡契約の次の条項を変更して本件債務引受条項2を撤回した。

- ① クオークローン及び被告は、債権譲渡の対象会員が譲渡債権に係る債務の全部若しくは一部の不存在を主張し、又は利息等返還請求の申し出をした場合、取引開示については、譲渡日を基準として譲渡日前の取引についてはクオークローンが、譲渡日以後については被告が、それぞれ行うものとする。
- ② クオークローンが譲渡日において対象会員に対して負担していた利息返

還債務及び当該利息返還債務に付帯して発生する経過利息の支払債務その他クオークローンが対象会員に対して負担する一切の債務は、クオークローンのみが負うものとし、被告は利息等返還債務について何ら債務及び責任を負わない。

- ③ クオークローン及び被告は、平成20年12月15日より前に、被告に対して取引開示又は利息等返還請求の支払の申し出をした対象会員との間の法律関係並びに当該対象会員に関するクオークローン及び被告間の法律関係については、本件債権譲渡契約変更契約による変更前の原契約の規定に従うものとする。
- ④ 利息等返還債務の関する申出窓口はクオークローンとする。
- ⑤ 対象会員からの利息返還請求の申し出が被告に対してなされた場合、被告は、クオークローンに対して、同申し出の存在及び内容を速やかに通知し、クオークローンは、直ちに対象会員に対する取引開示、利息返還債務等の弁済等を行わなければならない。
- ⑥ 上記⑤項の規定にかかわらず、対象会員が被告に対して利息返還債務等の支払いを請求した場合、被告は、自らの判断に従い、①被告の対象顧客に対する債権と利息返還債務等の相殺を認め、②対象顧客が譲渡日前にクオークローンに支払った金員の債権譲渡への充当を認め、又は③利息返還債務等の全部又は一部の弁済を行うことができ、クオークローンは、これに関し、何ら異議を述べないものとする。本項第1文に基づく被告の出捐により、被告が、譲渡日においてクオークローンの対象顧客に対する利息返還債務等が存在しなかったものと仮定した場合と比較して、経済的な不利益を被った場合、クオークローンは、被告の請求に従って、譲渡日における利息返還債務等の金額を上限として、当該不利益に係る損失を補償する。

4 クオークローンの決算の変動等

以下の事実は、クオークローンの貸借対照表（甲14の1ないし3，甲15の1ないし3，甲16），被告の平成19年度及び平成20年度の有価証券報告書抜粋（甲17，甲18）及び被告のニュース・リリース（乙10，11）により認められる。

(1) 営業貸付金関連

ア 平成19年3月31日現在（以下、「平成18年度末」という）

（ア） 営業貸付金 1179億6272万1399円

（イ） 貸倒引当金 244億円

（ウ） 貸倒引当金控除後の営業貸付金935億6272万1399円

イ 平20年3月31日現在（以下、「平成19年度末」という）

（ア） 営業貸付金 77億9376万5235円

（イ） 貸倒引当金 39億8400万円

（ウ） 貸倒引当金控除後の営業貸付金 38億0976万5234円

ウ 平成19年度の貸倒引当金戻入金 25億9230万7110円

エ 平成19年度の債権譲渡損益

債権譲渡益 2億0671万5223円

債権譲渡損 36億2015万2224円

譲渡された債権の額面額（上記合計額）

38億2686万7447円

オ 変動額

（ア） 営業貸付金 1101億6895万6164円減少

（イ） 貸倒処理額 244億円－39億8400万円

+25億9230万7110円

=230億0830万7110円

（ウ） 貸倒処理後の営業貸付金減少額

871億6064万9054円

(エ) 貸倒処理及び債権譲渡後の営業貸付金減少額

833億3378万1607円

(2) 短期借入金

ア 平成18年度末

755億2365万1931円

そのうち被告からの借入金 706億2365万1931円

イ 平成19年度末

2063万4459円 左記は被告からの借入のみ

ウ 減少額

755億0301万7472円

被告からの借入金減少額 706億0301万7472円

(3) 被告に対する短期貸付金

平成18年度末0円から平成19年度末110億円

なお、平成21年3月31日の被告の貸借対照表上には短期貸付金の項目はない。

(4) 利息返還損失引当金

ア 平成18年度末

流動負債60億円，固定負債93億円，合計153億円

イ 平成19年度末

流動負債95億円，固定負債91億円，合計186億円

(5) 営業貸付金の一部再譲渡

前記のとおり，被告はクオークローン及びサンライフから譲り受けた原告に対する約定貸付金を含む営業貸付金債権207億8000万円を平成21年4月3日93億5000万円でネオラインに譲渡した。なお，被告の平成20年度有価証券報告書には売却による収入としてクオークローンに50億7600万円，サンライフに105億0500万円の合計155億8100

万円が計上されている（８０頁）。

(6) 被告の平成２０年度末有価証券報告書の記載（８０頁，８８頁）

ア 事業分離

（ア） 法的形式

連結子会社のクオークローン，サンライフ及び非連結子会社の株式会社セシールクレジットサービス（以下「セシール」という。）の全保有株式の譲渡に加え，被告が平成１９年にクオークローン及びサンライフから譲り受けた営業貸付債権の譲渡

（イ） 実施した会計処理の概要

クオークローン，サンライフ及びセシールの株式の帳簿価額と，この対価として被告グループがネオラインから受け取った現金との差額である１３３億６８００万円を関係会社株式売却益として計上

営業貸付金の帳簿価額と，被告がネオラインと締結した債権譲渡契約による売却価額との差額である１０１億７６００万円を事業整理損失引当金と同額の事業整理損失引当金繰入額として計上

なお，被告の連結損益計算書上では関係会社株式売却益と事業整理損失引当金繰入額を相殺し，３１億９２００万円を事業譲渡益として特別利益に計上

イ 連結損益計算書及び連結キャッシュフロー計算関係のクオークローンの処理

（ア） 資産合計 ７３億１４００万円

（流動資産６４億９１００万円，固定資産８億２２００万円）

負債合計 ２９３億７９００万円

純資産額 ２１７億６４００万円の欠損（８８頁）

（イ） 営業利益 ６億９８００万円

営業損失 ２３５億２８００万円

経常損失 232億6200万円

5 被告との取引（以下「本件第1取引」という。）

- (1) 取引開始日 平成12年2月2日
- (2) 取引終了日 平成22年1月30日
- (3) 取引の経過 別紙「利息制限法に基づく法定金利計算書1」

（以下「計算書1」という。）のとおり

6 クオークローン及び被告との取引（以下「本件第2取引」という）

原告はクオークローンと下記のとおりクオークローンと継続的な消費貸借取引をしていたが、クオークローンは平成19年10月19日被告に対し、原告の貸金残債務が49万6515円あるとして債権譲渡をし（以下「本件債権譲渡」という）、その後、被告は平成21年4月6日ネオラインに対し、原告の貸金残債務は43万9553円であるとして債権再譲渡（以下「本件債権再譲渡」という）をした（甲6及び甲7）。

(1) クオークローンとの取引（以下「本件第2取引1」という。甲6）

- ア 取引開始日 平成12年9月1日
- イ 債権譲渡日 平成19年10月19日
- ウ 取引の経過 別紙「利息制限法に基づく法定金利計算書2」

（以下「計算書2」という）の番号125まで

(2) 被告への弁済（以下「本件第2取引2」という）

- ア 弁済開始日 平成19年11月16日
- イ 最後の弁済 平成21年3月31日
- ウ 取引の経過 「計算書2」の番号127ないし143
- エ 弁済合計額 26万5000円

(3) ネオラインへの弁済（甲7）

- ア 弁済開始日 平成21年5月1日
- イ 最後の弁済 平成22年1月30日

ウ 取引の経過 別紙「利息制限法に基づく法定金利計算書3」

エ 弁済合計額 15万6000円

7 本件債権譲渡通知

クオークローン及び被告は、本件債権譲渡後、原告に対し、「本件に関する問合せ先、およびクオークローンにおける譲渡日までの取引に係る紛争等の窓口は、被告となりますことを、あわせて連絡します。」との記載のある債権譲渡通知兼譲受通知書と題する書面（乙8はそのひな形。以下「本件債権譲受通知書」という）を送付した。

【争点】

原告は、被告は過払金を不当に利得していることに悪意であり、過払金発生時期から年5分の割合による利息の支払義務を負うと主張しているのに対し、被告は本件第1取引についてこれを否認している。したがって、本件第1の争点は被告が過払金を不当の利得していることに悪意であると認められるか否かの点である。

原告は、本件第2取引について、①被告に対して弁済をした際、クオークローンと被告との間の本件併存的債務引受に対する受益の意思表示をした、仮に、その主張が認められないとしても、本件併存的債務引受は信義則上撤回できず、本件訴えを提起したことにより受益の意思表示をした、として、本件第2取引によって生じた過払金の返還に係る債務についても被告がこれを引き受けたものであると主張したのに対し、被告は被告が貸付けをしてクオークローンに返済をする切替と異なり本件債権譲渡は基本契約を締結しない上、借入行為もないから受益の意思表示はあり得ないなどとしてこれを争った。したがって、本件第2の争点は、被告に対する弁済を開始した時点で本件併存的債務引受について受益の意思表示があると認められるか否か、仮に被告に対する弁済開始時点で受益の意思表示が認められないとしても本件併存的債務引受の撤回は信義則上認められず、本件訴え提起により受益の意思表示がされたといえるか否か

の点である。

第3 当裁判所の判断

【悪意について】

1 前記改正前の利息制限法所定の制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき前記改正前の貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、被告は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち、民法704条の「悪意の受益者」であると推定されるというべきである。

2 本件第1取引について

本件第1取引の基本契約書である極度借入基本契約書(乙1)には、改正前の貸金業法17条1項6号の要件である「返済期間及び返済回数」の記載がなく、その要件を満たさない。そして、被告は、自動現金預払機(ATM)及び店頭での貸金業17条、18条書面の変遷と題する書面(乙3、乙4)しか提出せず、前記特段の事情についてこれを基礎付けるに足りる事情の立証をしない。これによれば、被告は民法704条の「悪意の受益者」として、過払金発生時から利息の支払義務を負い、その利率は年5分と解するのが相当である。

【本件債権譲渡について】

1 前記【争いのない事実等】のとおり、原告に対する貸付金について、クオークローンは平成19年10月19日債権額49万6515円として被告に債権譲渡し、被告は平成21年4月6日債権額43万9553円としてネオラインに債権再譲渡した。

前記のとおり、クオークローンの平成19年度の損益計算書には、債権譲渡益2億0671万5223円、債権譲渡損36億2015万2224円が計上されており、額面38億2686万7447円の債権が2億0671万522

3円で売却されたと認められ、本件債権譲渡もこれに含まれる可能性がある。しかし、営業貸付金はパルにも債権譲渡されており、上記債権譲渡はパルに対する債権譲渡の可能性が高いこと、クオークローン作成のお取引照合表(甲6)には、平成19年10月19日入金50万4062円との記載がされており、会計処理上は上記金額で譲渡されたとの処理がされたものと考えられる。そして、本件において被告から当該金銭をクオークローンに入金したとの証拠が提出されないほか本件切替に係る他の訴訟においてもその証拠が提出されないこと、後記のとおりクオークローンの貸借対照表には被告から支払われた現金が計上されておらず、被告のクオークローンに対する短期貸付金がほぼ消滅した上、逆に被告に対する短期貸付金110億円が計上されたことからして、実際に被告から上記金額の支払がクオークローンに対してされたとは認められない。

2 前記【争いのない事実等】のとおり、本件営業貸付金移行後、クオークローンの営業貸付金が110億6895万6164円減少したこと(貸倒処理後の営業貸付金減少額871億6064万9054円、貸倒処理及び債権譲渡後の営業貸付金減少額833億3378万1607円)に伴ってクオークローンの短期借入金が755億0301万7472円に減少しており、特に、被告からの短期借入金706億2365万1931円のうち706億0301万7472円が弁済され、残高が2063万4459円となった上、クオークローンから被告に対して110億円の短期貸付けが計上されている。

これによれば、経理処理上は、本件切替による返済金及び本件債権譲渡を含む債権譲渡によって移転した営業貸付金が被告からクオークローンに対する約706億円の借入金の弁済に充てられた上、それによっても処理できなかった110億円が短期貸付金としてクオークローンの資産の部に計上され、次年度の会計処理で営業損失として約235億円計上することで被告に対する110億円の短期貸付金を資産の部から消滅させたと認められる。

そうすると、本件債権譲渡を含む本件営業貸付金移行の実体は、営業貸付金約1100億円からパルに債権譲渡された分及び不良債権としてクオークローンに残された分を除いた営業貸付金（被告に対する返済額706億円と短期貸付金110億円の合計816億円ないし貸倒処理及び債権譲渡後の営業貸付金減少額833億3378万1606円）が被告のクオークローンに対する貸付金約706億円に対して代物弁済されたと評価するのが相当である。

3 本件債権再譲渡について

前記【争いのない事実等】のとおり、被告はクオークローンの全株式をネオラインに1円で売却した上、クオークローン及びサンライフから譲り受けた営業貸付金債権207億8000万円を93億5000万円でネオラインに譲渡し、クオークローンの売却による収入として50億7600万円を計上している。

被告は本件営業貸付金移行後の会計処理として、クオークローン、サンライフ、セシールの株式の帳簿価額とこの対価として被告グループがネオラインから受け取った現金との差額である133億6800万円を関係会社株式売却益とし、営業貸付金の帳簿価額と被告がネオラインと締結した債権譲渡契約による売却価額との差額である101億7600万円を事業整理損失引当金と同額の事業損失引当金繰入額とし、被告の連結損益計算書上では関係会社株式売却益と事業整理損失引当金繰入額を相殺し、31億9200万円を事業譲渡益として特別利益に計上している。

これによれば、本件債権再譲渡を含む本件営業貸付金の一部譲渡（被告はこの債権額を明らかにしておらず、クオークローン及びサンライフから譲り受けた営業貸付金債権207億8000万円を93億5000万円で譲渡）及びクオークローンの全株式の譲渡によって、被告は50億7600万円を得ている上、会計処理上もクオークローンを連結から除外し、連結損益計算上では事業譲渡益として31億9200万円を計上した。

4 短期貸付金 110 億円について

被告の貸借対照表の短期借入金の項目がなく、クオークローンの平成 20 年度の会計処理として営業損失が約 235 億円計上され（純資産は 217 億 6400 億円の欠損）、短期貸付金 110 億円は消滅しており、原告から被告に対し、110 億円の短期借入金の内容及びその後に処理について釈明がされたが、被告はこの釈明に応じない。そうすると、本件債権再譲渡を含む営業貸付金の一部譲渡及びクオークローンの全株式の売却処理の過程で、クオークローンに営業損失 235 円を計上させることで、被告はクオークローンに対する 110 億円の短期借入金を弁済することなく消滅させたと認定するのが相当である。

5 詐害行為該当性について

- (1) クオークローンの平成 20 年度末の決算は資産合計として 73 億 1400 万円（流動資産 64 億 9100 万円）が計上されている。クオークローンの全株式が 1 円で売却されている上、平成 19 年度末に資産として営業貸付金が約 78 億円が計上されていたことからすると、上記流動資産は被告に移転しなかった回収困難な不良貸付金であり、クオークローンの資産はほとんど残存していないと認定するのが相当である。
- (2) クオークローンの平成 20 年度末の決算の負債として 293 億 7900 万円が計上されている。平成 19 年度末の利息返還損失引当金 186 億円計上されており、負債の部の未払金、未払費用、賞与・退職金引当金等はネオラインに全株式が譲渡されるに際し、処理がされ、平成 20 年度に経常損失約 232 億 6200 万円を計上していることなどからして、上記負債 293 億 7900 円の大部分が利息返還損失引当金であると認定するのが相当である。
- (3) そうすると、本件債権譲渡を含む本件営業貸付金移行は、クオークローンに対する 200 億円を超えられる過払による不当利得返還請求権を返済せずに放置したまま、被告はクオークローンの最大の資産である 800 億

円を超える営業貸付金を移行させて約706億円の貸付金を優先して回収した上、帳簿上は110億円の借入を計上して次年度に多額の経常損失を計上することでこれを消滅させた上、クオークローンの全株式をネオラインに譲渡して連結を外し、事実上、クオークローンに対する過払による不当利得返還請求権の行使を不可能にしたと認められる。

被告及びクオークローンは平成19年6月18日付けで本件業務提携契約、同年10月16日付けで本件債権譲渡契約を締結し、クオークローンに対する過払いによる不当利得返還債務について併存的債務引受をした上、同年9月28日クオークローンの全店舗閉鎖、同年11月までにクオークローンの営業貸付金移転の完了、同年12月1日クオークローンの貸金業廃止を行い、その約1年後である平成20年12月15日本件変更契約をして本件併存的債務引受を撤回し、平成21年3月31日ネオラインへクオークローンの全株式を売却（売却価格1円）をして連結から離脱させ、同年4月3日、クオークローン及びサンライフから譲り受けた営業貸付金債権207億8000万円を93億5000万円でネオラインに譲渡し、クオークローンの再編を終了させている。これによれば、被告は、営業貸付金がクオークローンから被告に移行してから約1年が経過し、本件営業貸付金移行による処理が一段落し、顧客と被告との取引が安定的に行われるようになった上、一部の営業貸付金（被告との取引継続がされないか、返済が滞った顧客等）とともにクオークローンの全株式をネオラインに売却できる目途がついた段階で併存的債務引受を撤回していると認められる。被告が三井住友銀行グループに属する東京証券取引所一部上場企業であり、本件営業貸付金移行に伴い併存的債務引受をした場合の費用や法的問題について弁護士及び公認会計士等のアドバイスを得て相当の検討がされており（本件債務引受による求償権を費用として計上し、短期貸付金と相殺処理した可能性が高い。）、いったん本件営業貸付金移行が潤滑に進行するように併存的債務引受をした上、被告と

の取引が継続され本件営業貸付金移行が一段落した上、営業貸付金の一部を売却しクオークローンの切離しの目途がついた時点で併存的債務引受を撤回する予定であったと疑われるところである。

【受益の意思表示について】

- 1 併存的（設定的）債務引受においては、従来の債務者の責任財産はそのままであって、これに新たに引受人の責任財産が加わることによって担保力の強化を伴うだけであって債権者に何ら不利益を与えるものではないから、この点からの債権者の承諾は不要である。債権者の承諾を要するとすれば、それは移転性制限に対する解除の意味での承諾であって、金銭債務のように債務の性質上の移転制限のない債務においては設定的債務引受について債権者の承諾を必要とすべき理由を見出しがたいと考えられる（奥田昌道著「債権総論（下）」476頁参照）。

したがって、併存的債務引受を第三者のためにする契約構成に依拠し、債権者の受益の意思表示が必要であると解するとしても、受益者が債権者と引受人との間に併存的債務引受契約がされているとの認識も不要で、その意思表示は比較的簡単に認定すべきものであるから、極めて希薄な内容でよく、引受人に対して何らかの請求を求めることがあるという程度でも足りると考えられる。

- 2 前記争いのない事実によれば、被告は、グループ会社のうち国内の消費者金融子会社の再編を目的として、被告の完全子会社であるクオークローンの貸金業を廃止し、これを被告に移行、集約するために本件業務提携契約を行い、切替契約に応じない顧客に対応するため本件債権譲渡契約を締結したのであって、上記の貸金業の移行、集約を実現し、潤滑に進めるために、本件債務引受条項1において、被告がクオークローンの顧客に対する過払金等返還債務を併存的に引き受けることが、また、本件周知条項1において、クオークローンの契約顧客に対し、当該契約顧客とクオークローンとの間の債権債務に関する紛争については、単に紛争の申出窓口になるにとどまらず、その処理についても

被告が全て引き受けることとし、その旨を周知することが、それぞれ定められたものと解される。そして、被告は、上記のような本件業務提携契約を前提として、クオークローンの顧客であった原告に対し、切替契約が被告のグループ会社の再編に伴うものであることや切替後におけるすべての紛争の窓口が今後被告になることなど切替契約についてその内容をポスター及びウェブページなどで明らかにして被告との間で切替契約を締結することを勧誘しており、被告の意図は別にして、上記勧誘に当たってこれに応じた場合には、被告が原告とクオークローンとの間で生じた債権を全て承継し、債務を全て引き受けることをその内容とするものとみるのが相当であり、被告の勧誘に応じた場合には、被告がクオークローンとの間で生じた債権債務を被告が全てそのまま承継し、又は引き受けることを前提に、上記勧誘に応じ、切替契約を締結したものと解するのが合理的である。

ところで、原告のように上記勧誘に応ぜず、クオークローンから被告に債権譲渡がされた場合においても、被告は本件債務引受条項2においてクオークローンの顧客に対する過払金等返還債務を併存的に引き受け、本件周知条項2において、クオークローンの顧客に対し、当該対象会員とクオークローンとの間の債権債務に関する紛争については、単に紛争の申出窓口になるにとどまらず、その処理についても被告が全て引き受けることとし、原告ら債権譲渡をされた対象会員に対しクオークローン及び被告の連名で「本件に関する問合せ先、及びクオークローンにおける譲渡日までの取引に係る紛争等の窓口は、被告となりますことを、あわせて連絡します。」との記載のある本件譲受通知書を発送している以上、被告はクオークローンとの間で生じた債権を全て承継し、債務を全て引き受けることを内容とする意思表示を本件債権譲受通知に伴って行ったとみるのが相当であり、これを受けて原告のように被告に対する弁済を行ったものは併存的債務引受に対する受益の意思表示を行ったとみるのが相当である。

したがって、被告は、原告に対し、本件第2取引1と本件第2取引2とを一連のものとして制限超過部分を元本に充当した結果生ずる過払金につき、その返還に係る債務を負うというべきであり、本件第2取引2について貸金残金が存在するとの被告の主張は採用できない。

【本件債権譲渡契約変更契約による本件債務引受の撤回について】

- 1 被告とクオークローンとの間において本件債権譲渡契約変更契約が締結されたからといって、前記受益の意思表示の効力が左右される余地はなく、本件第2取引1と本件第2取引2とは一連のものとして過払金の額を計算すべきであることは明らかである。
- 2 また、前記のとおり、被告は、グループ会社のうち国内の消費者金融子会社の再編を目的として、被告の完全子会社であるクオークローンの貸金業を廃止し、その営業貸付金を被告に移行、集約するために本件業務提携契約及び本件債権譲渡契約を前提として、クオークローンの顧客であった原告ら債権譲渡がされた対象会員に対し、債権譲渡日までのクオークローンの取引に係る紛争等の窓口が今後被告になることなどが記載された本件債権譲受通知書を送付している。

前記のとおり、経理処理上は、切替によってクオークローンに入金されたとされる返済金及び債権譲渡によって移転した債権が被告からクオークローンに対する約706億円の借入金の弁済に充てられた上、それによっても処理できなかった110億円が短期貸付金として資産の部に計上され、次年度の会計処理で営業損失として約235億円計上し、これによってクオークローンの被告に対する110億円の短期貸付金を資産の部から消滅させ、本件切替を含む本件債権移行の実体は、営業貸付金約1100億円からパルに債権譲渡された分及び不良債権としてクオークローンに残された分を除いた債権（被告に対する返済額706億円と短期貸付金110億円の合計816億円ないし貸倒処理及び債権譲渡後の営業貸付金減少額833億3378万1606円）が被告のク

オークローンに対する貸付金約706億円に対して代物弁済されたものと評価できる。そして、前記のとおり、クオークローンは平成19年度末の利息返還損失引当金186億円計上しており、クオークローンに対する過払による不当利得返還債務合計額は200億円を超えられるところ、実質的には代物弁済と考えられる本件債権譲渡を含む本件営業貸付金移行により、上記不当利得返還債務を返済せずに放置したまま、被告はクオークローンの最大の資産である800億円を超える営業貸付金を移行させて約706億円の貸付金を優先して回収したものであり、事実上、クオークローンに対する過払による不当利得返還請求権の行使を不可能にした詐害行為に該当するというべきである。

ところで、前記のとおり、被告は原告に対する約定残貸付金を含むクオークローン及びサンライフから譲り受けた営業貸付金債権207億8000万円を93億5000万円にネオラインに譲渡し、クオークローンの売却による収入として50億7600万円を計上している。切替によって被告との取引に潤滑に移管し、取引が継続している顧客の債権が再譲渡されたとは考えられないから、債権再譲渡されたのは原告のように債権譲渡された対象会員及び支払が遅滞した顧客がほとんどであると考えられる。そうすると、本件撤回が有効であるとした場合、原告は過払金の返還請求が事実上できなくなる上に、被告は完全子会社から親会社に対して債権を移し替えるだけで多大な利益を得られることとなり、その結果は極めて不当というほかない。

さらに、前記のとおり、被告は、平成19年6月18日本件業務提携契約を締結して切替に応じた顧客に対し併存的債務引受をすとし、この切替に応じなかった原告ら対象会員について同年10月16日本件債権譲渡契約を締結し、債権譲渡をした対象会員に対しても併存的債務引受をすとして同年11月までには本件営業貸付金移行を完了させた上、本件営業貸付金の一部の譲渡を伴うクオークローンの全株式の売却が目途のついた、約1年後である平成21年12月15日本件業務提携契約及び本件債権譲渡契約を変更して併存的債

務を撤回しており、被告は本件営業貸付金の移転が潤滑に終了し（本件債務引受による求償権を費用として計上し、短期貸付金と相殺処理した可能性が高い。）、当初からその移転が完了して被告との取引が進んだ段階で債務引受を撤回した上、被告が取引を引き継げなかった債権及び支払が遅滞した債権については早期に第三者に売却して利益を得ようと意図していた可能性が高い。

これらの事情によれば、本件併存的債務引受の撤回を主張することは信義則上許さないというべきであり、本件訴え提起により原告は受益の意思表示をしたと認められるから、この点からも本件第2取引1と本件第2取引2とは一連のものとして過払金の額を計算すべきであることは明らかである。

【まとめ】

- 1 本件第1取引を利息制限法所定の法定利率を適用して引直し計算をすると、計算書1のとおり、本件第1取引終了日である平成22年1月30日段階で過払金元金が33万3260円、本件最終取引日までの利息額が1万2081円（両者の合計は34万5341円）となる。
- 2 また、本件第2取引を利息制限法所定の法定利率を適用して引直し計算をすると、ネオラインに債権再譲渡がされた平成21年4月6日段階で過払金元金が41万1779円、同日までの利息額が2万1298円（両者の合計は43万3077円）となる。
- 3 したがって、原告は、被告に対し上記各過払金元金及びこれに対する上記各本件取引終了日ないし債権再譲渡日までの各利息並びに上記各過払金に対する上記取引終了日ないし本件債権再譲渡日の翌日から各支払済みまで年5分の割合による利息を請求することができる。

第4 結論

以上の次第で、原告の請求のうち、金34万5341円及び内金33万3260円に対する平成22年1月31日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める請求は理由があるからこれをすべて認容し、金44万127

0円及び内金42万0588円に対する平成21年4月7日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める請求は金43万3077円及び内金41万1779円に対する平成21年4月7日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で理由があるからこれを認容し、その余は理由がないからこれを棄却し、訴訟費用の負担につき民事訴訟法64条ただし書、61条、仮執行の宣言につき同法259条1項をそれぞれ適用して主文のとおり判決する。

名古屋地方裁判所一宮支部

裁 判 官 近 田 正 晴

これは正本である。

平成23年10月28日

名古屋地方裁判所一宮支部

裁判所書記官 長瀬 ひろみ

